

平成22年10月8日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

私ども信用組合業界では、これまで郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は「民業の補完」に徹するべきと繰り返し主張をしてまいりました。

しかしながら、本日、閣議決定された法案は、先の通常国会において廃案となったものと同様、「少額貯蓄手段の提供」や「民業補完」の法的位置付けが明確にされないまま、届出により新たな業務への進出が可能となる内容となっており、これまでの私どもの主張が全く反映されておらず、極めて遺憾と言わざるを得ません。

今後の法案審議に際しては、私ども信用組合が地域金融、中小零細事業者等に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについてご理解をいただくとともに、地域や中小企業金融に無用の混乱を招くことのないよう、慎重かつ十分な審議が進められることを強く要望いたします。

以上